

防衛庁訓令第25号

人事記録に関する訓令を次のように定める。

昭和36年4月14日

防衛庁長官 西村直巳

人事記録に関する訓令
改正

昭和37年8月31日 庁訓第55号
昭和39年12月23日 庁訓第51号
昭和40年2月26日 庁訓第9号
昭和45年6月18日 庁訓第26号
昭和49年3月26日 庁訓第7号
昭和59年6月30日 庁訓第37号
昭和60年12月21日 庁訓第42号
平成5年4月1日 庁訓第28号
平成9年1月17日 庁訓第1号
平成10年4月24日 庁訓第33号
平成12年8月8日 庁訓第87号
平成13年1月6日 庁訓第2号
平成13年3月23日 庁訓第22号
平成13年6月8日 庁訓第65号
平成16年10月28日 庁訓第77号
平成17年7月29日 庁訓第63号
平成18年3月27日 庁訓第12号
平成18年7月28日 庁訓第83号
平成19年1月5日 庁訓第1号
平成19年8月30日 省訓第145号
平成20年4月1日 省訓第32号
平成21年7月29日 省訓第48号
平成22年6月30日 省訓第29号
平成23年4月1日 省訓第16号
平成26年7月24日 省訓第40号
平成27年10月1日 省訓第39号
平成28年3月31日 省訓第34号
平成28年9月26日 省訓第57号
令和元年12月16日 省訓第30号
令和5年3月31日 省訓第42号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省の職員（以下「職員」という。）の人事記録（人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）の規定による人事評価記録書を除く。）の作成及び保管に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事記録)

第2条 人事記録は、職員の人事に関する次の各号に掲

げる記録とする。

- (1) 勤務記録表
 - (2) 職員が提出した履歴書、志願票及び身上記録
 - (3) 戸籍の謄本又は抄本
 - (4) 最終の学校（新制高等学校又は旧制中等学校以上の学校とする。）の卒業、修業又は在学の証明書
 - (5) 免許、検定その他資格の証明となる記録
 - (6) 採用前の主要経歴の証明となる記録
 - (7) 職員が提出した退職の申出の書面
 - (8) 職員の意に反する処分に関して交付した説明書の写し
 - (9) 職員が署名押印したサービスの宣誓書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、別に指定する記録
- （人事記録の作成及び保管の管理）

第3条 次の表の右欄に掲げる者は、それぞれ左欄に掲げる職員の人事記録の作成及び保管に関する事務を管理するものとする。

事務次官、防衛審議官、防衛省本省の内部部局の職員及び防衛人事審議会	官房長
の再就職等監察官	
防衛省本省の施設等機関の職員	当該施設等機関の長
統合幕僚監部の職員	統合幕僚長
陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の職員	当該幕僚長
情報本部の職員	情報本部長
防衛監察本部の職員	防衛監察監
地方防衛局の職員	地方防衛局長
防衛装備庁の職員	防衛装備庁長官

（勤務記録表）

第4条 勤務記録表には、職員の経歴に関する主要な事項を記載しなればならない。この場合において、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができ電子計算機その他の機器を用いて表示することができるときは、当該記録をもつて勤務記録表への記載に代えることができる。）については、別

2 勤務記録表の記入項目及びその様式については、別に定める。

（人事記録の作成権者及び保管権者）

第5条 人事記録は、任免権者（その任免権者が防衛大臣である場合は、官房長等（第3条の表の右欄に掲げ

る者をいう。以下同じ。)とする。以下同じ。)が作成及び保管するものとする。ただし、職員の人事管理上特に必要がある場合には、官房長等は、当該職員の人事記録の一部を任免権者以外の者に作成及び保管させることができる。

(勤務記録表の副本及び抄本)

第6条 人事記録の作成権者は、官房長等の定めるところにより、自己の作成した勤務記録表の副本又は抄本を作成することができる。

(人事記録となる書類の送付)

第7条 作成権者以外の者が人事記録となる書類を作成したときは、当該書類を当該職員の作成権者に送付しなければならない。

(職員の届出)

第8条 職員は、次の各号に掲げる事項について変更を生じたときは、すみやかにその旨を作成権者及び保管権者に届け出なければならない。

- (1) 本籍
- (2) 氏名
- (3) 留守担当者の住所、氏名又は続柄
- (4) 家族
- (5) 学歴
- (6) 免許、検定その他の資格

2 前項の届出をする場合は、戸籍事項の変更については戸籍抄本又は証明書を、その他の変更についてはその事実を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(人事記録の移管)

第9条 昇任、異動等のため当該職員の人事記録の作成権者及び保管権者が異なることとなつた場合は、当該人事記録は、新たに作成権者及び保管権者となるべき者に移管しなければならない。

2 職員が離職後再び採用された場合において、当該職員の人事記録の保管期間内に新たな任免権者から請求があつたときは、次条第2項に規定する離職者の人事記録の保管者は、その者の人事記録を新たな任免権者に移管しなければならない。

(離職者の人事記録の保管)

第10条 離職者の人事記録の保管者は、次のとおりとする。

- (1) 幹部自衛官の人事記録は、当該幕僚長
- (2) 准尉、曹若しくは士たる自衛官又は自衛官候補生の人事記録は、陸上幕僚長、地方総監又は航空幕僚長
- (3) 陸海空の3級以上(別表に掲げる行政職俸給表(

- 附 則（昭和37年8月31日庁訓第55号）
- 1 この訓令は、昭和37年9月15日から施行する。ただし、防衛施設庁の隊員に関する部分は、防衛施設庁設置の日から施行する。
- 2 防衛施設庁の隊員についてこの訓令が施行される際、現に作成されている勤務に関する記録は、この訓令による改正後の人事記録に関する訓令により作成された勤務記録表とみなす。
- 3 防衛施設庁の隊員についてこの訓令が施行される際、調達庁及び建設本部において現に作成されている勤務に関する記録の用紙は、残存部数に限り、当分の間、これを使用することができ。
- 附 則（昭和39年12月23日庁訓第51号）
- この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和40年2月26日庁訓第9号）（抄）
- 9 この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。
- 附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。
- 附 則（昭和49年3月26日庁訓第7号）
- この訓令は、昭和49年3月26日から施行する。
- 附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。
- 附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 附 則（平成5年4月1日庁訓第28号）
- この訓令は、平成5年7月1日から施行する。
- 附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）
- この訓令は、平成9年1月20日から施行する。
- 附 則（平成10年4月24日庁訓第33号）
- この訓令は、平成10年4月24日から施行する。
- 附 則（平成12年8月8日庁訓第87号）
- この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）
- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成13年3月23日庁訓第22号）
- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則（平成13年6月8日庁訓第65号）
- 1 この訓令は、平成13年6月8日から施行する。
- 附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）
- この訓令は、平成16年10月28日から施行する。
- 附 則（平成17年7月29日庁訓第63号）（抄）

- 1 この訓令は、平成17年7月29日から施行する。
附則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
附則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
附則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
附則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
附則（平成20年4月1日省訓第32号）（抄）
- 1 この訓令は、平成20年4月30日から施行する。
附則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）
- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
附則（平成23年4月1日省訓令第16号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附則（平成26年7月24日省訓令第40号）
この訓令は、平成26年7月25日から施行する。
附則（平成27年10月1日省訓令第39号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
附則（平成28年3月31日省訓令第34号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 第1条 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。
附則
この訓令は、令和2年1月1日から施行する。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第10条関係）

行政職俸 給表（一）	自衛隊教 官俸給表	行政職俸 給表（二）	教育職俸 給表（一）	研究職俸 給表	医療職俸 給表（一）	医療職俸 給表（二）	医療職俸 給表（三）
5 級	1 級	/	3 級	3 級	2 級	5 級	5 級
4 級							
3 級	/	5 級	2 級	/	/	/	/
		4 級					
						4 級	4 級

2 級	1 級	3 級	1 級	2 級	1 級	3 級	3 級
1 級		2 級		1 級		2 級	2 級
		1 級				1 級	1 級

備考 行政職俸給表(一)2級又は4級及び5級に対応する自衛隊教官俸給表1級は、任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表において行政職俸給表(一)2級又は4級及び5級に対応するものとする。